

有料老人ホームの判断基準について (H30. 7月～)

有料老人ホームとは、

- 老人を「入居」させ、
- 「入浴、排せつ若しくは食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」、「健康管理」（介護等）のいずれかのサービスを提供する「事業」を行う施設。

1 入居対象について

専ら老人を入居対象としている施設であること。

- 老人とそれ以外の者が混在して入居するものは、施設の一部について専ら老人を入居要件とする部分があるもの。
- 分譲型のものは除く。
- 短期間の宿泊など、利用者の生活の拠点となっているとはいえない形態のものは除く。

2 入居対象の老人の考え方について

社会福祉法による「軽費老人ホーム」、高齢者の居住の安定確保に関する法律による「サービス付き高齢者向け住宅」及び介護保険法による「特定施設」の取り扱いを援用し、概ね「60歳以上の者」又は「介護保険法に基づく要介護認定若しくは要支援認定を受けている者」を基本とする。ただし、施設において、60歳未満の者も老人としている場合は、その取り扱いを優先する。

3 サービスの態様について

入居に付随するサービスであること。

- 入居等サービスと介護等サービスが一体的に提供されていることが認められる事業を含む。
- 入居とサービスの提供事業者間に委託契約がない場合であっても、入居契約に付随して、特定の事業者からサービス提供を受けることが条件となっている場合等は、委託があったものとみなす。
- 介護保険法の居宅サービス事業所と入居者が個別に契約を行い、サービスを受けている場合は除く。

4 除外となる施設について

- 老人福祉施設
- 認知症対応型老人共同生活援助事業
- 市町村立の高齢者等福祉寮

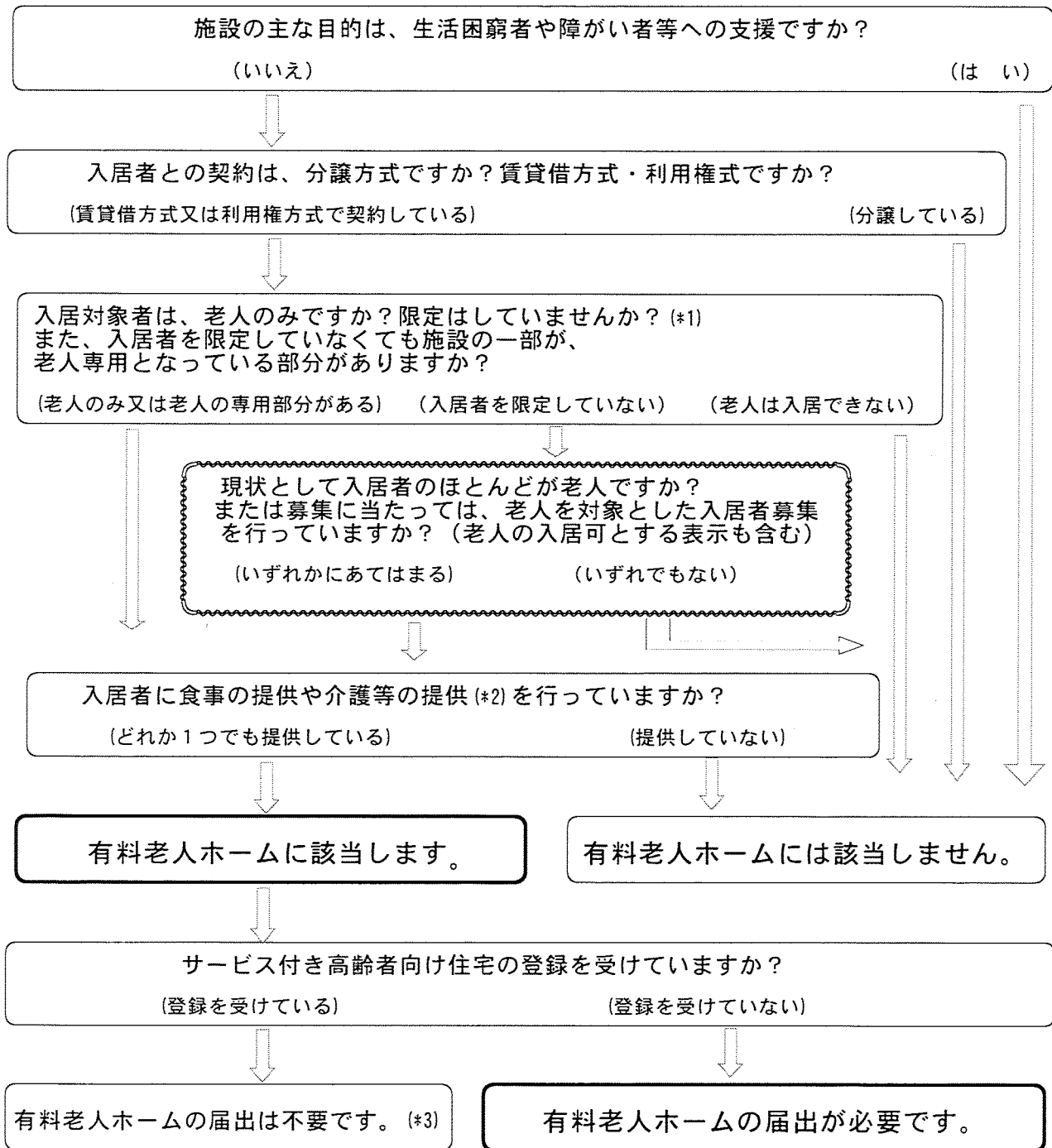
5 サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた有料老人ホームの取扱いについて

- 老人福祉法第29条第1項～3項の届出（設置・変更・休廃止）は不要。

6 その他

- 入居要件では老人以外も入居できるとしつつも、意図的に老人を集めて入居させている施設等は、有料老人ホームの対象となるため、実態に応じて判断願いたい。（PDF資料参照）

検討フロー図



(*1) 有料老人ホームは、老人を入居させることを目的としている施設であることから、入居要件を専ら老人に限らず、老人以外も当然に入居できるようなのは該当しません。ただし、
①意図的に老人を集めて入居させている場合、
②施設の一部分が老人専用の施設がある場合には、その利用している部分が有料老人ホームにあたります。
なお、短期間の宿泊など、生活の拠点になっていない利用状況のものは除きます。

(*2) 食事の提供や介護等の提供とは、概ね次の事項です。
①入浴、排泄、食事の介護、②食事の提供、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理
施設の開設者が入居者と直接契約を行ってサービスを提供する場合は該当となります。(委託含む)
施設の建物内で営業されているレストラン等を、入居者が個々に利用する場合などは対象外ですが、施設が外部サービスを行う事業所等と契約し、入居者がそのサービスを入居契約に基づいて受ける場合は対象となります。

(*3) サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていても、老人福祉法第29条第4項～17項は適用されます。

有料老人ホームの届出に関する Q & A

入居の対象者

Q. 名称は「高齢者下宿〇〇」なのですが、高齢者以外の方も入居することができます。
有料老人ホームに該当しますか？

A. 老人を入居させることを目的とする施設であることから、入居要件を専ら老人に限らず、老人以外も当然に入居できるようなものは有料老人ホームに当たりません。

ただし、入居要件では老人以外も入居できるとしつつも、表記に「高齢者〇〇」等明確に対象者が老人となっている場合は対象となります。

Q. 入居できるのは60歳以上の方なのですが、要支援・要介護の認定を受けていない自立した方も入居することができます。有料老人ホームに該当しますか？

A. 入居者の介護度の状態にかかわらず、老人が入居するのであれば、提供するサービスの状況等により、届出が必要となる場合があります。

提供するサービス

Q. 食事は朝夕2食のみの提供なのですが、有料老人ホームに該当しますか？

A. 老人を入居させ、1食でも食事を提供する事業を行っている場合は、有料老人ホームに該当します。

Q. 洗濯や掃除などの家事援助を行っているのですが、食事の提供はしていません。有料老人ホームに該当しますか？

A. 老人を入居させ、①入浴、排泄、食事の介護、②食事の提供、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理のいずれかのサービスを提供する事業を行っている場合は、有料老人ホームに該当します。

Q. 管理人が入居者さんの安否確認を行っていますが、有料老人ホームに該当しますか？

A. 単に見守りや声かけなどの安否確認を行っているだけでは、有料老人ホームには該当しません。

その他

Q. サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているのですが、有料老人ホームの届出も必要なのでしょうか？

A. サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、有料老人ホームの届出は必要ありません。ただし、届出以外の事項については老人福祉法が適用されます。

Q. 建築基準法や消防法に基づく検査は、有料老人ホームではなく、共同住宅として受けています。有料老人

ホームの届出は必要でしょうか？

- A. 専ら老人を入居させ、食事の提供や介護等の提供を行う事業を行ってれば、老人福祉法による有料老人ホームの届出が必要となります。届出に当たっては、建築基準法や消防法を所管する部署とも協議を行ってください。

Q. 認知症のグループホームを運営しているのですが、有料老人ホームの届出は必要でしょうか？

- A. 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居については、有料老人ホームに該当しません。

Q. 市町村が条例により設置した老人福祉寮なのですが、有料老人ホームの届出は必要でしょうか？

- A. 市町村の条例等に基づき設置する高齢者等福祉寮などの施設は、有料老人ホームに該当しないものと考えます。

Q. 老人がその親族や旧知の友人等の居宅において、介護等を受けていますが、有料老人ホームの届出は必要でしょうか？

- A. 介護等のサービスの提供が、事業としてではなく、扶養義務者など親族からの扶養や友人関係にある者からの扶養に準じた世話により行われている場合は、届出は要しないものと考えます。

Q. 企業の社員寮等において、高齢の社員も入居し、食事の提供を受けていますが、有料老人ホームの届出は必要でしょうか？

- A. 介護等のサービスの提供が事業としてではなく、社員に対する福利厚生として行われている場合は、届出は要しないものと考えます。なお、社員寮等の寄宿舎については、労働基準法による届出が行われるものです。

Q. 専ら特定の活動を行う団体等の構成員のみを入居対象とする施設において、高齢の構成員も入居し、食事の提供等を受けていますが、有料老人ホームの届出は必要でしょうか？

- A. 介護等のサービスの提供が事業としてではなく、構成員の相互扶助により行われている場合は、届出は要しないものと考えます。